

東海村文化協会細則

- 1 東海村文化協会（以下「協会」という。）規約第4条に定める連盟は、原則として、5名以上の団体（2団体以上）で構成するものとする。
但し、2団体以上で構成されていた連盟が、やむを得ず途中1団体となった場合は、そのまま認める。
- 2 協会規約第28条の規定により、会費並びに各連盟事業助成金及び奨励費の配分を次のとおり定める。
 - (1)協会に加盟している連盟の会費の算出方法
 - ① 人員割 1人につき200円
 - ② 上限額 1連盟あたりの会費合計額の上限は、当該年度における会費総額の10分の1を超えない額とし、100円未満を切り捨てる。
 - (2)事業助成金の配分
 - ① 基本割 連盟 20,000円
 - ② 人員割 1人につき550円
(ただし、合計額の1,000円未満切捨)
 - ③ 上限額 1連盟あたりの助成金合計額の上限は、当該年度における事業助成金総額の10分の1を超えない額とし、1,000円未満を切り捨てる。
 - (3)事業助成金については、前年度の実績により、理事会に諮り増額または減額することができる。
 - (4)奨励費の配分
 - ① 1回の金額 20,000円（上限を別に定める）
 - ② 上限額 1連盟あたり当該年度に最大4回
(ただし、3、4回目は預かりとし、年度末に奨励費予算に残額がある場合に、3回目の申請総数で除した金額とし、さらに残額がある場合には4回目の申請総数で除した金額。
(1,000円未満切り捨て20,000円を超えない金額とする。)
 - ③ 連盟は原則として、「文化協会助成金に関する事業計画並びに予算(様式-2)」に記載した事業を実施後、速やかに、「個別事業の奨励費申請書」(様式-5)及び、領収書のコピーを提出したのち、奨励費を受取る。
 - ④ 1事業の費用総額が20,000円以下の事業には、奨励費を配分しない。
(発生経費が、補助対象となるか否かの適否は、添付別表「補助対象経費の適否(事業助成金、奨励費)」による。
 - ⑤ 文化協会以外からの補助を受けている事業については、奨励費を配分しない。
 - ⑥ 書類の最終提出期限は毎年度3月10日とする。

3 協会規約第26条に定める提出書類の提出期限は、毎年度4月20日とする。

附則

1 この細則は平成16年4月1日から適用する。

附則

1 この細則は平成18年3月29日から適用する。

附則

1 この細則は平成19年4月12日から適用する。

附則

1 この細則は平成20年5月8日から適用する。

附則

1 この細則は平成22年4月1日に遡及し適用する。

附則

1 この細則は令和2年6月5日から適用する。

(補足)

●「細則2(4)①上限を別に定める」について

- ・平成18年度は、上限を800,000円とする。
- ・平成18年度は、各連盟2事業までは、1事業につき20,000円の給付を保証する。

●「細則2(4)①上限を別に定める」について

- ・平成19年度は、上限を840,000円とする。
- ・平成19年度は、各連盟2事業までは、1事業につき20,000円の給付を保証する。

●「細則2(4)①上限を別に定める」について

- ・平成20年度は、上限を840,000円とする。
- ・平成20年度は、各連盟2事業までは、1事業につき20,000円の給付を保証する。

●「細則2(4)①上限を別に定める」について

- ・平成21年度は、上限を800,000円とする。
- ・平成21年度は、各連盟2事業までは、1事業につき20,000円の給付を保証する。

●「細則2(4)①上限を別に定める」について

- ・上限を800,000円とし、各連盟2事業までは、1事業につき20,000円の給付を保証する。